

② 著作財産権

著作財産権は、他の財産と同じように一部または全部を譲渡したり、相続したりすることができる。

(2) 産業財産権（工業所有権）

産業財産権は知的財産の一部で、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つの総称である（図表9-7）。特許庁に出願し、登録すると権利が発生する。

●図表9-6 著作関係の権利

	権利	内容
著作者人格権	公表権	著作物の発表するか否かなどを決めることができる権利
	氏名公表権	著作者の氏名を表示するか否かなどを決めることができる権利
	同一性保持権	著作物の内容を自分の意に反して、勝手に変更されない権利
著作財産権	複製権	著作物を複製する権利
	上演権・演奏権	著作物を上演したり、演奏する権利
	翻訳権	著作物を他の言語に翻訳する権利

●図表9-7 産業財産権

産業財産権	内容
特許権	「発明」と呼ばれる程度の高いアイデアが対象。物、方法、物の生産方法の3つのタイプがある。保護期間は、出願の日から20年。医薬品についてののみ延長できる。
実用新案権	物品の形状、構造または組み合わせに関する考察が対象。発明ほど高度ではない。保護期間は、出願の日から10年。
意匠権	物品の形状、模様、もしくは色、またはこれらの結合にかかる意匠が対象。保護期間は、設定登録の日から20年。
商標権	自己の取り扱う商品またはサービスと、他者の商品またはサービスとを区別するためのマークに与えられる。保護期間は、指定登録日から10年で、その後、10年ごと更新可。